

令和3年(2021年1月～2021年12月) (アンダーラインは筆者記入)

(『知的財産権法質疑応答集』追録第421号～第501号(第一法規2022年3月31日)より)

1. 知財高判令和3年2月16日〔自動精算機2審〕令和2(ネ)10053意匠権侵害行為差止請求控訴事件、控訴棄却、意匠法23条、(原審・東京地判令和2年 令和元(ワ)16017)

【概要】本件は、意匠に係る物品を「自動精算機」とする意匠登録第1556717号の意匠権(本件意匠権)を有する控訴人が、被控訴人の券売機(被告製品)の販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条2項に基づき被告製品の廃棄を、民法709条に基づき損害賠償金等の支払をそれぞれ求める事案で、原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人は、原判決を不服として本件控訴を提起したが、控訴は棄却された。

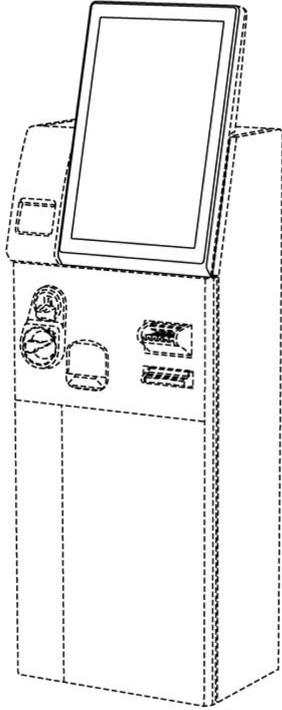
本件は、部分意匠の位置、大きさ、範囲の認定について、「位置、大きさ、範囲は、破線で示されたにすぎない筐体との関係で決せられるものであり、タッチパネル部の筐体からの突出の具体的な比率、タッチパネル部と筐体との大きさの具体的な比率、タッチパネル部が筐体に占める具体的な比率までもが本件意匠の内容となるものではなく、タッチパネル部が本体の正面上部右側に本体の上辺より上方に突出し後傾する態様で設けられているとの限度で構成態様になり得るにすぎない」と述べ、本件部分意匠の「内容」「構成態様」になり得るのは、位置、大きさ、範囲の「具体的な比率」ではなく概括的な態様であるとする点が注目される。

全体意匠と同様の通説的な意匠の類否判断手法に基づき、本件意匠の各部の態様を評価し、「タッチパネルの縦横比や後傾角度をどのように構成するかによっては、ありふれた範囲内の差しか生じないのであり、また、ディスプレイの枠を等幅に構成するのはありふれた手法で」あり、さらに、「本件意匠の基本的構成態様は、新規な創作部分ではなく、…需要者は、筐体の上端部から一定程度突出し上方を後方に傾斜させたディスプレイ部であること自体に注意を惹かれるのではなく、これを前提に、更なる細部の構成から生じる美感にこそ着目する」ことから、「本件意匠については、前記(2)イの具体的な構成態様②、④及び⑤が需要者の注意を惹きやすい部分となるから、前記(4)イの共通点に係る具体的な構成態様③並びに前記(5)ウ及びエの各差異点が類否判断に与える影響が大きい。」と評価している。

類否判断の結論として、「本件意匠の傾斜面部の下側部分の目立たつように突出させられた構成は需要者に大きく着目され…本件意匠はディスプレイ部全体が浮き出すような視覚的効果を生じさせ…他方、被告意匠は、傾斜面部と周側面がわずかな幅にすぎず、ディスプレイ部がただ単に本体と一体化しているような視覚的効果しか生じ

ないと認められ…したがって、…本件意匠と被告意匠とは、…全体として、異なる美感を有するもの…であり、類似しない」と判断された。

【本件登録意匠第1556717号】



【被告製品写真】



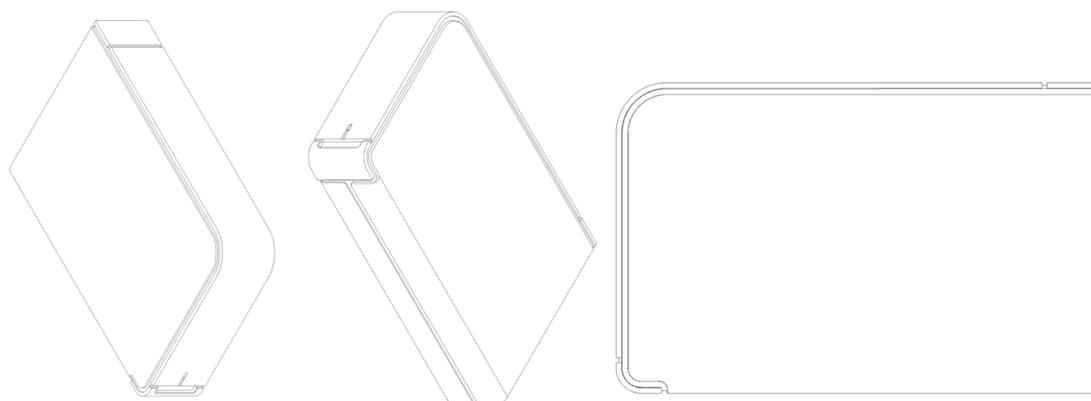
2. 大阪高判令和3年2月18日〔データ記憶機2審〕令和2(ネ)1492意匠権侵害差止等請求控訴事件、控訴棄却、意匠法23条、39条2項、(原審・大阪地判令和2年5月28日平成30(ワ)6029)

【概要】本件は、意匠に係る物品を「データ記憶機」とする本件意匠権を有する被控訴人が、控訴人の製造、販売するデータ記憶機(被告製品1～4)の意匠及び被告製品のケースの意匠は本件意匠に類似するなどとして、控訴人に対し、意匠権に基づき、被告製品の製造、販売等の差止め(意匠法37条1項)及び廃棄(同条2項)を請求するとともに、損害賠償金等の支払を請求した事案である。原審は、被告製品の製造、販売等の差止請求及び廃棄請求をいずれも認容し、損害賠償金(3528万1382円)等の請求を認容した。これに対し、控訴人が、原判決のうち損害賠償請求認容部分のみを不服として控訴したが、控訴は棄却された。

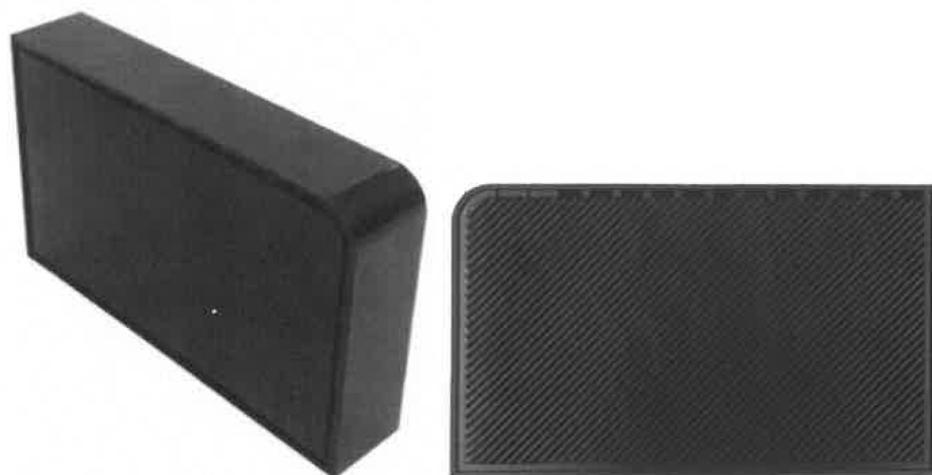
控訴人は、「データ記憶機について需要者が注目する部分がどこであるかを認定するに当たっては、製品の使用時における見え方のみならず、製品の購入時における見え方をも重視すべき」と主張したが、裁判所は、「購入するに当たっては、そのような設置状況を専ら念頭に置いて製品の選択をすることになるとみるべきである。そうすると、需要者としては、使用する場合のデータ記憶機の置き方を想定して購入する」との理由で、原審の使用時における見え方を中心とする要部認定を肯定している。また、控訴人の新たな公知意匠の証拠乙51意匠についても、「本件意匠の「プレート」に相当する構成を有しない」ものであり、「乙51意匠の存在をもって、「プレート」の存在を前提とする本件意匠の基本的構成態様(A3)～(C3)が本件意匠の意匠登録出願前に公知であったということはできない。」と判断する。結論として、「本件意匠と被告意匠とは、幅・高さ・奥行きが同じ比率の略扁平直方体状であつて、平面及び正面の全幅にわたり平坦な1枚のプレートが設けられ、平面から正面につながる角のみが側面視円弧状に滑らかに湾曲しているという形態において共通しているものであり、この全体的な形態が視覚を通じて需要者に与える印象は強(く)」、全体として美感を共通にし、被告意匠は本件意匠に類似するとされた。

なお、特許庁の判定(令和元年12月20日)は、被告意匠は本件意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属しないと判定していたが、その判断は採用されなかった。

【本件登録意匠第1409214号】



【被告製品4】



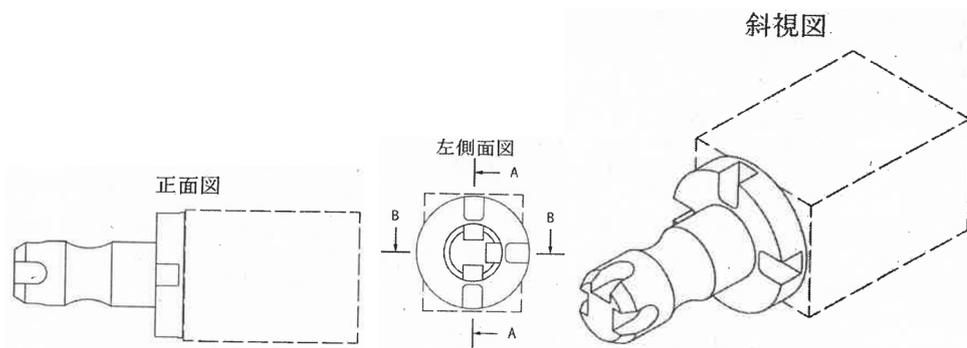
### 3. 知財高判令和3年6月16日〔ホルダー付き歯科用ブロック〕令和2（行ケ）10136 審決取消請求事件、請求棄却、意匠法3条2項

【概要】本件は、原告が、意匠に係る物品を「ホルダー付き歯科用ブロック」とする部分意匠の意匠登録出願（意願2019-11883号）をしたが、出願が拒絶され、これを不服とする審判請求も不成立との審決がなされ、この審決取消しを求めた事案である。原告の請求は棄却され審決が支持された。

審決は、「本願部分は、引用意匠1のシャフト部及びフランジ部の凹陷の位置を、引用意匠2にみられるように左側面視12時、3時、6時の位置としたのにすぎないから、本願意匠は、当業者が公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、ありふれた手法によって改変を施した程度のものであって、容易に意匠の創作ができた。」として、本願意匠は意匠法3条2項の規定に該当し意匠登録を受けることができないと判断した。裁判所は、「本願部分は、引用意匠1のシャフト部及びフランジ部の凹陷の位置を、引用意匠2にみられるように左側面視12時、3時、6時の位置としたのにすぎないから、本願意匠は、当業者が公然知られた形態をほとんどそのままか、あるいは、ありふれた手法によって改変した程度のものであり、また、それによって新たな美観を生み出したといった事情も認められないから、容易に創作し得たといえる。」とし、「これと同旨の審決の判断に誤りはない。」と述べる。

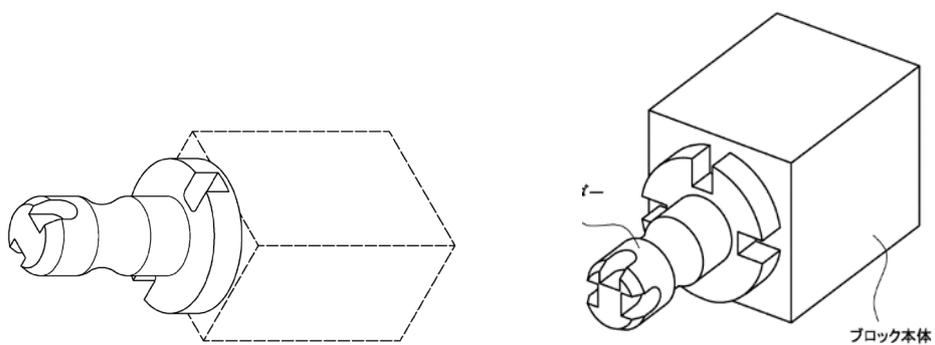
原告は、「意匠の類似範囲が狭い分野においては、形状のわずかな相違であつても、その中に少なくとも一つの「意匠が非類似になる意匠上の要素」があれば、非類似の意匠となり、しかも創作非容易と認められるべきである」と主張するが、裁判所は、「意匠の類似性と創作容易性とは判断主体や判断手法を全く異にしている。」ことを指摘し、「本願意匠は、引用意匠1の凹陷の数と位置を引用意匠2のそれに置き換えたのにすぎず、何ら意匠としての着想の新しさや独創性を認めることはできないのであるから、原告のいう登録済意匠の存在を考慮したとしても、本願意匠は創作容易であるとの結論が左右されるものではない。」と述べる。上記審決の創作容易の判断と若干相違がある点が注目される。

【本願意匠（意願2019-11883号）】



【引用意匠 1（意登1560482号）】

【引用意匠 2（意登1616677号）】



#### 4. 東京地判令和3年9月1日〔入れ歯入れ容器〕平成30（ワ）38585、平成31（ワ）10171 損害賠償請求事件、請求棄却、意匠法3条1項柱書

【概要】本件は、被告Gが自らを創作者とする入れ歯入れ容器の意匠について録（意匠登録第1124884号）を受け、被告会社らにおいて本件製品を販売したことについて、原告が、主位的に、①被告Gの意匠登録出願は冒認出願であり、被告らが本件製品を販売した行為は原告の本件意匠の意匠登録を受ける権利を侵害するものであるから、被告らには共同不法行為が成立すると主張して、意匠登録を受ける権利の対価相当額等の支払を、②上記冒認出願は、原告の創作者名誉権（創作者として表示記載される権利）を侵害するものであると主張して、慰謝料等の支払をそれぞれ求め、予備的に、被告らは、本件意匠に係るライセンス料相当額等の支払を求める事案である。原告が本件意匠の創作者であるとは認められないとして、原告の請求は棄却された。

裁判所は、一般論として、「意匠の創作をした者」とは、「意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形状の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形状の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、単に課題を指示ないし示唆に止まる命令者はこれに含まれない」と述べる。本件については、「本件意匠の創造、作出には、被告Gの意思が直接的に反映されている」とし、これに対し、原告は、「入れ歯入れ容器の形状や寸法について指示を受けた上で、…金型を納入したものであるから、原告はいわば補助者としての立場で本件意匠の創造、作出に関与したものにすぎず、創造、作出の過程には、原告の意思が直接的に反映されているものとは認め難い。」とされた。原告が具体的に設計した二重構造のヒンジ部分については、①「専ら機能的な側面から設計されたもの」で、「採用することが不可欠」であり、「そもそも、意匠としては保護されない」こと、加えて、②「本件製品全体の形状のごく一部を占めるにすぎず、本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美感には大きな影響を及ぼさない」ことから、本件意匠の創作ではないとされている。

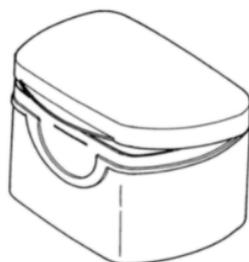
本件の一般論は、大阪高判平成6・5・27〔クランプ〕（知財集26巻2号447頁）の説示と同一である。また、大阪地判平成29・10・12〔物干し器等〕（平成27（ワ）8271）は、共同創作者について、「その創作過程において、単にアイデアを提供したのではなく、補助者、助言者にとどまらない立場で創作に現実に加担したことが認められる必要がある。そして、ここにいう創作とは、意匠登録を受ける権利を共有させる根拠となる以上、その内容、程度が、当該意匠を登録意匠足り得ることに寄与するものでなければならず、当該物品の部分の意匠の改変にとどまっただけで物品全体から起こされる美感に影響を及ぼさない程度の意匠の創作に関与しただけであったり、また誰でも容易に創作できるようなありふれたデザインの修正を提案したりしたというだけでは、登録意匠となった当該意匠の創作をしたというに足りないというべきである。ま

た製品化のための設計段階で本件意匠のデザインに影響を与える形状の変更を施したとしても、その変更が既提案のデザインを製品化するための強度確保や機構組込みのための技術的観点から不可避免的にされたものであるなら、それをもって意匠の創作があったとはいえないから、やはり、その変更を伴う設計をした者は本件意匠の共同創作者とはいえないというべきである。なお、本件意匠の創作過程は、各関係別紙のとおり、その完成に至るまでにデザインの修正案等が多数、検討対象となっているが、提案されたデザインの修正案が完成した本件意匠の構成に残されていないのなら、そのデザイン案を提案した者は創作に加担したとはいえないことはいうまでもない。」との一般論を述べている。

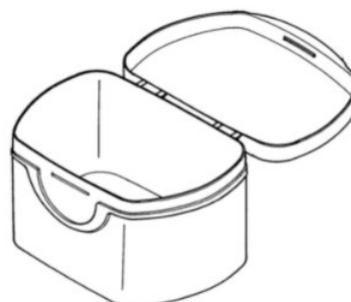
本件も、原告の「ヒンジ部分の形状」設計に関し、①専ら機能的で不可欠な形状であり、加えて、②部分的で全体の美感に影響しないものであることから、意匠の創作ではないとし、大阪地判平成29・10・12〔物干し器等〕の一般論と近似の判断をしている。なお、意匠の美感は全体的なものである点に注意が必要である。『意匠審査基準』(Ⅲ部2章1節9頁)は「意匠は、全体が有機的なつながりを持って結合されたものであるから、…公知又は周知の形状等を寄せ集めた意匠であったとしても、その組合せの態様が新規であ(る)」場合もあり、公知の形状等を「単純除外して」判断することはしないと述べる。同旨指摘は多くの裁判例にあるが、公知周知の形状等だけでなく、機能的形状についても単純除外しないとする裁判例もある。例えば、京高判平成16・11・29〔射出成形機〕(平成16(行ケ)171)は、「横型射出成形機の機能面での特徴に由来するものであり、当該構成態様は一般化されたものである」としても意匠の要部となり得ると述べる。意匠の創作部分か否かを判断するに際しては、当該部分が意匠全体の美感に与える影響を他の部分との相関関係も含めて総合的に検討する必要があるろう。

【本件意匠(意登1124884号)】

【参考斜視図1】



【参考斜視図2】



## 5. 東京地判令和3年9月7日〔ヘアキャッチャー〕令和2（ワ）14629 意匠権侵害差止等請求事件、請求棄却、意匠法23条

【概要】本件は、意匠に係る物品をヘアキャッチャーとする本件意匠権を有する原告が、被告に対し、被告製品の販売等が本件意匠権を侵害すると主張して、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止め、同条2項に基づき被告製品及びその半製品の廃棄並びに民法709条に基づき損害賠償金及び遅延損害金を請求する事案である。被告製品の意匠は本件意匠に類似しないとして請求が棄却された。

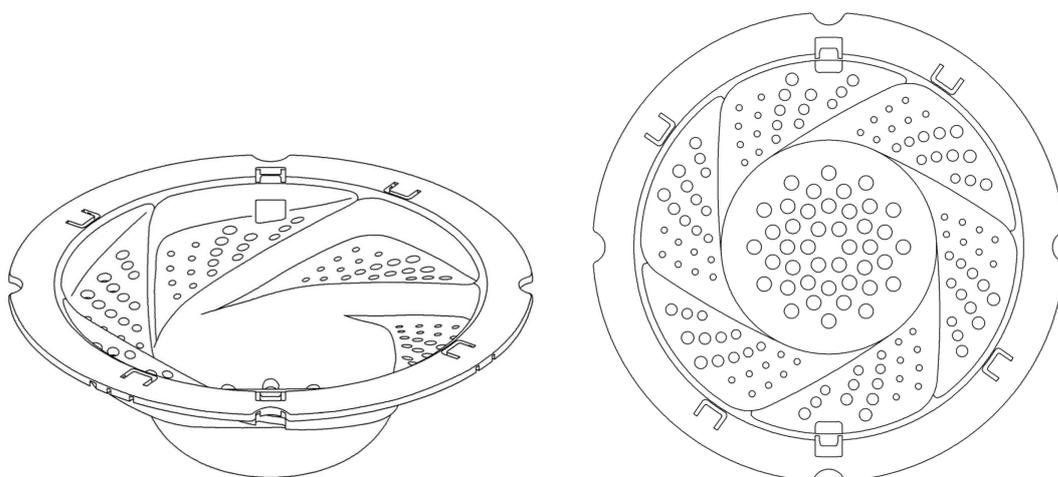
なお、前提事実として、原告が、本件意匠の関連意匠として2件の意匠登録を受けていること、また、被告も被告意匠について意匠登録（意登1670712）を受けていることが述べられている。だが、裁判所の判断にこの事実（特許庁が本件意匠と被告意匠を非類似と判断したこと）は、明示的には参酌されていない。

被告意匠は本件意匠と類似するかについて、裁判所は、まず(1)「物品として類似している」とする。(2)次に、（すでに前提事実として認定している両意匠の構成を踏まえ、）両意匠の共通点、差異点を認定し、(3)意匠の類否判断の基準として、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われ（意匠法24条2項）、具体的には、意匠に係る物品の性質、用途、使用形態、公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌して、需要者の注意を引くべき形状等を把握し、そのような形状等において両意匠が共通するか否かを中心としつつ、全体としての美感が共通するか否かを検討してされる。」との一般論を述べる。具体的な検討として、(4)意匠に係る物品の性質、用途、使用形態、公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌し、(5)「本件意匠のうち需要者の注意を引くべき形状等は、具体的構成態様のうち、渦流生成部を形成する斜面体が、段差構造のみによって境界を形成するものであり、斜面体を区切る構造体がない点を含む、渦流生成部及び捕捉部の全体の形状であると認められる。」として需要者の注意を引くべき形状等（意匠の要部）を把握する。そして(6)両意匠が全体としての美感が共通するか否かの検討においては、単に両意匠が要部において共通するか否かだけではなく、前記認定した共通点及び差異点の全てについて、需要者の注意を引く程度を検討している。結論として、共通点及び差異点の個別評価を総合的に判断し、「本件意匠の基本的構成態様は、注意を引くべき形状等とはいえ、また、具体的構成態様の共通点も類否判断に与える影響を特に大きく取り扱うことは相当ではない。他方、…差異点1は、本件意匠において特に注意を引くべき形状等に関する差異であり、被告意匠には本件意匠には見られない堰部があるのであり、前記のとおり、それが類否判断に与える影響は大きい。また、差異点4も類否判断に一定の影響を及ぼす。これらからすると、本件意匠と被告意匠の差異点から受ける印象は、本件意匠と被告意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものであるといえる。よって、被告意匠は、本件意匠に類似していないというべきである。」と述べる。

本件裁判所の類否判断は、侵害訴訟における通説的な一般基準を述べるが、具体的判断においては、共通点及び差異点の全てについて需要者の注意を引く程度を評価し、それを踏まえた総合判断をしている。この具体的判断手法は、『意匠審査基準』（令和3年3月）Ⅲ部2章1節9頁が述べる手法、すなわち、「両意匠の形状等における各共通点及び差異点についての個別評価に基づき、意匠全体として両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。」と同様である。単に、本件意匠の要部が被告意匠と共通するか否かを中心に判断するのではなく、両意匠の共通点及び差異点の全てについて評価し、総合判断している。本件は意匠の侵害判断においても登録要件判断と同様の類否判断手法が有効であり、いずれの類否判断も共通の基準で行うことができることを示す裁判例といえる。

なお、最初に両意匠は「物品として類似している」と述べるが、最後の総合判断では、物品の類似については述べていない。したがって、両意匠の類否判断をする前提要件として「物品の類似」を判断し、その要件をクリアーした上で、「意匠自体」の類否判断をするという二段階判断をしていると解される（最判昭和49・3・19〔可撓伸縮ホース〕民集28巻2号308頁は「まずその意匠にかかる物品が同一又は類似であることを必要とし、更に、意匠自体においても同一又は類似と認められるもの」と述べる。）。

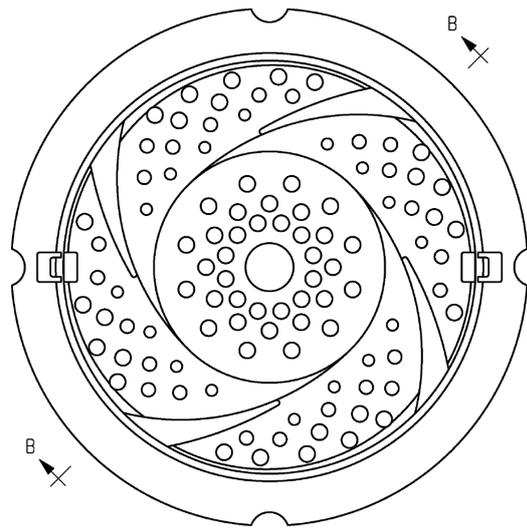
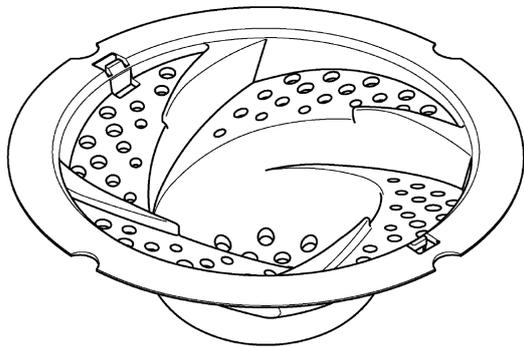
【本件意匠（意登1620963号）】



【被告意匠】



【被告意匠登録（意登1670712）2020. 5. 25出願】



【関連意匠（意登1683232）2020. 6. 12出】

【関連意匠（意登1683233）2020. 6. 12出】



## 6. 東京地判令和3年9月15日〔排水口用ゴミ受け〕令和2（ワ）11491 意匠権侵害差止等請求事件、請求棄却、意匠法29条

【概要】本件は、意匠に係る物品を「排水口用ゴミ受け」とする意匠権を有する原告が、被告製品の製造、販売等が原告意匠権を侵害するとして、その差止め及び廃棄を求めるとともに、損害賠償金等の支払を求める事案である。被告が、原告意匠権について先使用による通常実施権を有するダイセンから被告製品を仕入れて販売等する行為は原告意匠権を侵害しないとされた。

「被告製品は、8枚の排水口フィルターを結合したシート3枚から構成されている」が、裁判所は、「使用状態」等を考慮して、「被告製品の意匠は個々の排水口フィルターに基づいて特定することが相当である。」と述べる。だが、被告製品の意匠とは何を意味するかやや曖昧である。明確に言えば、被告製品全体の意匠は8枚のシートであり、個々のフィルター意匠は、被告製品全体意匠の一部（部分ないし部品）の意匠である。したがって、本件意匠と類否を判断する被告意匠は1個のフィルター意匠であるが、被告製品全体意匠は本件意匠（1個）を利用するもの（意26条）と理解すると、意匠の類否判断及び侵害判断の構造が明確になると思われる。

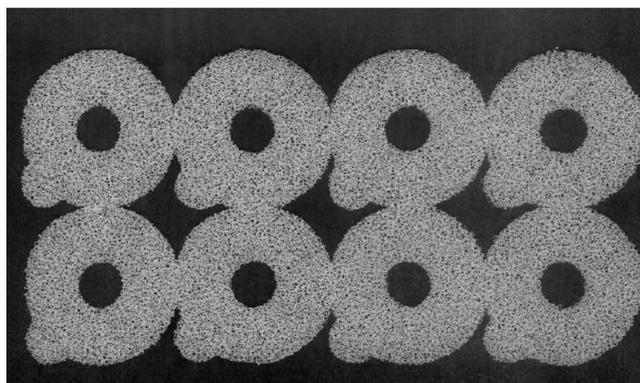
裁判所は、被告製品の開発経緯を検討し、「原告意匠と被告製品の意匠が類似しているとしても、ダイセンは、原告意匠を知らないで自ら原告意匠又はこれに類似する意匠を創作し、又は同意匠の創作をした者から知得して、原告意匠登録出願の際、現に日本国内において原告意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていたとすることができるので、意匠法29条に基づき、原告意匠権について通常実施権を有する」とし、原告の請求を棄却した。

なお、「ダイセンがWuxi社から受領した上記抜き型図面の構成は、上記(1)イの被告製品の意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様をいずれも備えたものであり、被告製品の意匠と同一又は類似する」と述べるが、抜き型図面の構成は、被告製品の意匠の「態様をいずれも備えたもの」であるから「被告製品の意匠と同一」というべきであろう。あるいは、「原告意匠と同一又は類似する」の誤記であろうか。上記「被告製品の意匠」と同様に、やや分かりにくい説示となっている。

【本件意匠（意登1651754号）】



【被告製品】



7. 大阪地判令和3年11月4日〔かばん〕令和2（ワ）10938 特許権侵害差止等請求事件、請求一部認容

【概要】本件は、発明の名称を「鞆」とする本件特許（特許第6482515号）の特許権者であり、意匠に係る物品を「かばん」とする本件意匠（意匠登録第1579921号）の意匠権者である原告が、被告製品は本件発明の技術的範囲に属し、かつ、本件意匠と類似し、その使用、譲渡等は本件特許権及び本件意匠権を侵害するとして、被告製品の使用、譲渡等の差止及び被告製品の廃棄を求める事案である。「被告製品の構造は、本件発明の技術的範囲に属する。また、被告製品の形状は、本件意匠に類似する。」ことに争いはなく、被告製品の使用、譲渡等の差止が認められた。

【本件意匠（意登1579921号）】



## 8. 大阪地判令和3年11月25日〔送風機付き照明器具〕令和2（ワ）10386 意匠権侵害差止等請求事件、請求棄却、意匠法23条

【概要】本件は、原告が、被告商品の製造、販売行為に関し、①被告商品の意匠（被告意匠）は、意匠に係る物品を「送風機付き照明器具」とする原告の意匠権に係る意匠に類似することから、原告意匠権を侵害する、②被告商品は原告商品の形態を模倣したものであるから、不競法2条1項3号所定の不正競争に該当する、又は③被告商品は周知の商品等表示である原告商品の形態と類似の形態を使用するものであるから、不競法2条1項1号所定の不正競争に該当するとして、被告に対し、被告商品の譲渡等の差止（意匠法37条1項又は不競法3条1項）、製造の差止（意匠法37条1項又は不競法3条2項）、被告商品及びその半製品の廃棄（意匠法37条2項又は不競法3条2項）並びに損害賠償金等の支払を請求する事案である。請求はいずれも棄却された。

なお、被告は、意匠権（意登1667995号「送風機付き照明装置」）を有するところ、被告商品はその実施品である。

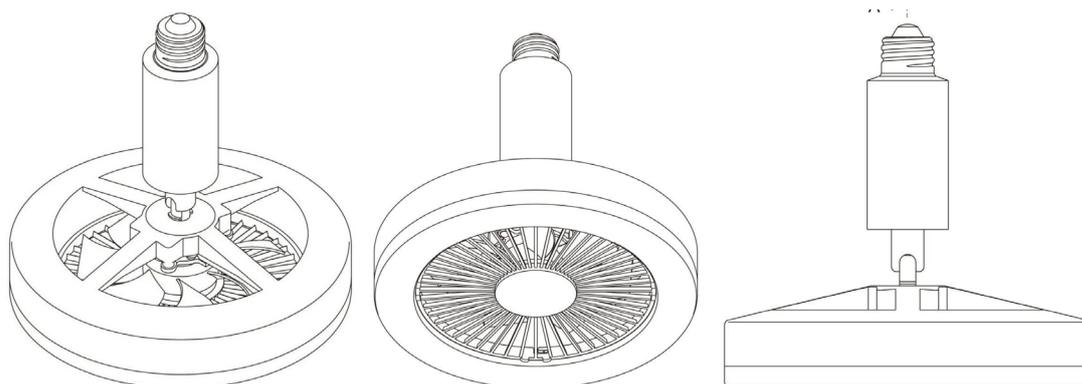
「原告意匠と被告意匠の類否（争点1）について」、裁判所は、まず類否判断基準を述べ、続けて、両意匠の構成態様の認定をし、共通点及び差異点の認定をする。だが、意匠に係る物品については特に認定や対比を述べていない。両意匠の物品の類似は明らかであるからかもしれないが、意匠自体の類否判断の前提要件としての明示的判断はない。両意匠の用途及び機能については、両意匠自体の類否判断の中で参酌するだけで、物品の類似について類否判断の前提要件としては判断していないように思われる。したがって、上記5. 東京地判令和3年9月7日〔ヘアキャッチャー〕のような物品の類似を前提要件とする二段階判断ではなく、意匠自体の類否判断だけをしている点が注目される。

そして、本件裁判所の類否判断は、侵害訴訟における通説的な一般基準を述べるが、具体的判断においては、共通点及び差異点を全て検討し、「需要者の最も注意を引きやすい部分、すなわち要部」を踏まえた「原告意匠と被告意匠の共通点及び差異点を総合的に考慮」し総合判断をしている。この具体的判断手法は、5. 東京地判令和3年9月7日〔ヘアキャッチャー〕と同様であり、『意匠審査基準』（令和3年3月）Ⅲ部2章1節9頁が述べる手法と同様である。単に、本件意匠の要部が被告意匠と共通するか否かを中心に判断するのではなく、両意匠の共通点及び差異点の全てについて評価し、総合判断している。本件も意匠の侵害判断においても登録要件判断と同様の類否判断手法が有効であり、いずれの類否判断も共通の基準で行うことができることを示す裁判例といえる。

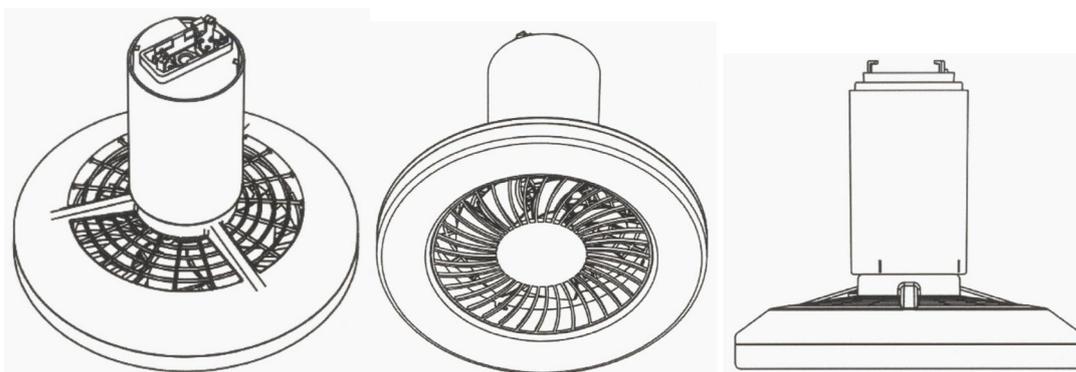
なお、結論として「原告意匠の構成は、全体的にすっきりとして洗練された印象を与えるのに対し、被告意匠の構成は、全体的に存在感を示しつつも、柔らかく安定感のある印象を与える」との認定は、両意匠全体の美感の評価としてはやや曖昧な感じ

がする。美感について無理に比喩的な印象表現をする必要はなく、形状等の具体的相違を客観的に明記するだけでも良いのではなかろうか。

【本件意匠（意登1650627号）「送風機付き照明器具」】



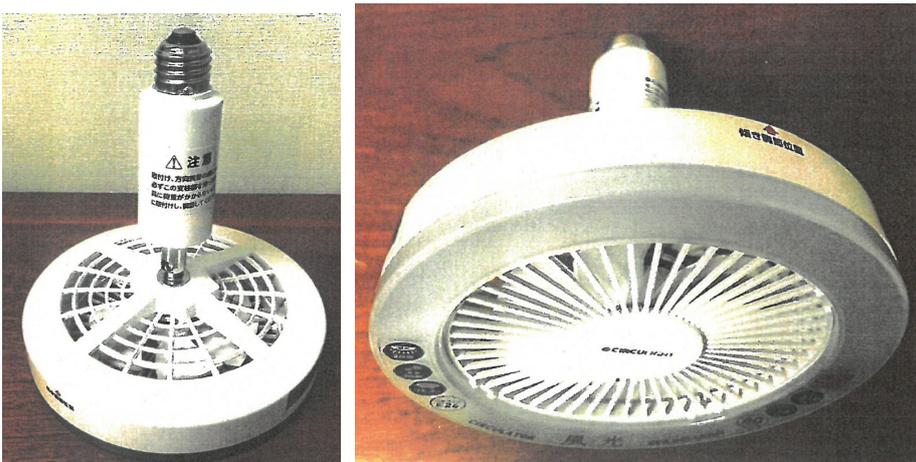
【被告意匠（意登1667995号）「送風機付き照明装置」】



【被告商品】



【原告商品】



(梅澤 修)